

# 定 款



公益社団法人  
全日本広告連盟  
JAPAN ADVERTISING FEDERATION

2015.5.19

# 公益社団法人 全日本広告連盟 定款

平成24年4月1日 施行  
平成25年5月14日 一部改正  
平成26年5月13日 一部改正  
平成27年5月19日 一部改正

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人全日本広告連盟（英文名 JAPAN ADVERTISING FEDERATION）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、広告を依頼する者、広告を企画・制作する者、広告を掲載・放送する者等が構成する、諸地域の広告協会が協同協力して、全国的かつ国際的に活動する全国団体として、関係諸団体及び諸機関との連携のもと、人材育成事業、表彰事業、助成事業等を通して、企業と消費者の社会的責任の促進、広告の信頼性の向上、生活者に不可欠な生活情報の提供、地域経済の活性化等を内容とする広告の社会的使命を推進し、もって一般市民の文化的な生活の向上、公正かつ自由な経済活動の促進並びに地域社会及び各国社会の健全な発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 広告の社会的使命に関する講座、シンポジウム及び全国大会等の開催
- (2) 広告の社会的使命の推進に貢献した広告に対する表彰
- (3) 広告の社会的使命の推進に資する団体及び各地広告協会に対する支援助成
- (4) 関係官公庁及び内外関係団体との協力、連絡及び交流
- (5) 会報及びWEBサイトによる情報発信
- (6) 「全広連名鑑」の発行
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

### 第3章 会 員

(法人の会員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 広告主、広告媒体社及び広告会社を主たる構成員とする法人又は団体で、この法人の事業に賛同して入会したもの
  - (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同して特にその事業に協力する個人、法人又は団体（前項に該当するものを除く。）
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。
- 3 正会員である法人又は団体の構成員は、この法人の所属員と名乗ることができるものとする。

(入 会)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより申し込まなければならない。

- 2 法人又は団体たる会員は、本連盟に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、理事長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに理事会が別に定めるところにより変更届を理事長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 退会しようとする者は、退会の3箇月前までに理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。ただし、会費の納入義務に関しては、退会日を基準とするものとする。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合は、総会において正会員総数の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。その場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、その旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員がその義務を喪失しても、既に納入された会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

(種別)

第11条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会で総会に付議することを決議した事項（前7号を除く。）
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 この法人の総会は、一般社団・財団法人法第36条第1項の定時社員総会として、毎事業年度終了後3箇月以内に通常総会を1回開催するほか、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 議決権総数の5分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 第1項の理事会においては、次の事項を決定する。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(5) その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則に定められた事項

4 総会を招集するときは、第3項各号に掲げる事項を記載した書面をもって総会の1週間前(第3項第3号または第4号に掲げる事項を定めたときは、参考書類とともに2週間前)までに正会員に通知する。

(議 長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、当該総会において理事の中から議長を選出する。

(決 議)

第17条 総会決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、総会の議決権を有する者が議長を務める場合においては、総会決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

3 前項前段の表決において、議長は、議決権を行使することができない。

4 前3項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 役員の一部免除
  - (4) 定款の変更
  - (5) 解散
  - (6) その他法令で定められた事項
- 5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。ただし、一括採決に異議がないときは、一括採決を行うことができるものとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印（電子署名を含む。以下同じ。）をしなければならない。

## 第5章 役員等

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上15人以内
  - (2) 監事 2人又は3人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長、2人以内を執行理事とする。
  - 3 前項の執行理事のうち、1人を筆頭執行理事とすることができるものとする。
  - 4 理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、執行理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び執行理事（筆頭執行理事を含む。）は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 次に掲げる者は、役員となることができない。
  - (1) 一般社団・財団法人法第65条第1項各号に掲げられた者
  - (2) 一般社団・財団法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第6条第1号に該当する者
- (4) 公益法人認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(理事の職務・権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款並びに総会の決議に基づき、この法人の職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄し、執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 筆頭執行理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。また、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務（代表権を除く。）を代行する。
- 5 執行理事（筆頭執行理事を除く。）は、理事長、副理事長及び筆頭執行理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。また、理事長及び筆頭執行理事に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長及び筆頭執行理事の業務執行に係る職務（代表権を除く。）を代行する。
- 6 理事長及び執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。また、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 他の理事の在任期間中に新たに選任された理事の任期は、第1項の規定にかかわらず、他の理事の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前3項の規定にかかわらず、前任者の任期の満了する時までとする。

(解 任)

第24条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。

(役員の地位の喪失)

第25条 本会の役員は、第20条第3項に該当するに至ったとき、自動的に本会の役員としての地位を喪失する。

(報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び常勤の監事に対しては、それぞれ総会で定めた総額の範囲内において報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により、これを定める。ただし、常勤監事に対する報酬の額については、監事の協議による。

(責任の免除又は限定)

第27条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(会長及び顧問)

第28条 この法人に、任意の機関として、会長1人及び15人以内の顧問及び名誉顧問を置くことができる。

2 会長、顧問及び名誉顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 会長は、理事長の相談に応じる。

4 顧問及び名誉顧問は、この法人に特に功労のあった者又は学識経験のある者の中から、理事会の決議により、任期を定め、理事長がこれを委嘱する。

5 顧問及び名誉顧問は、理事長の諮問に答え、理事長に対し、意見を述べることができる。

6 顧問及び名誉顧問は、無報酬とする。



## 第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び執行理事の選定及び解職
- (4) その他法令及びこの定款で定める事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 第27条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第7章 8ブロック会議

(会議の名称)

第36条 正会員の意見をこの法人の運営に反映させるため、8ブロック会議を設置する。

(会議の構成)

第37条 8ブロック会議は、全国8ブロックの代表者と執行理事により構成する。

2 各ブロックの代表者は、各ブロックからの推薦を受け、正会員の事務局員又は役員の中から、理事会において選任及び解任する。

3 各ブロック代表者は、それぞれ1人とする。

4 各ブロック代表者の任期は、2年とし再任を妨げない。

5 補欠又は増員により選任された各ブロック代表者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

6 8ブロック会議に議長及び副議長各1人を置き、8ブロック代表者の互選によりこれを選任する。

(会議の目的)

第38条 各ブロックの代表者は、この法人の運営の重要事項について意見を述べる。

2 理事会は、職務執行に当たり前項の意見を誠実に参考としなければならない。

(会議の開催)

第39条 8ブロック会議は、必要に応じ議長又は執行理事が招集する。

(代理)

第40条 各ブロック代表者は、やむを得ない場合、執行理事の承認を得て、同一ブロック内の他の正会員の事務局員を代理とすることができる。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書及び、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎年事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第45条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の慣行に従うものとする。

- 2 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議によるものとする。

## 第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第49条 この法人が、解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 補 則

(備付け帳簿及び書類)

第50条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書

(10) 理事会及び総会の議事に関する書類

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項第1号から第9号までに掲げる書類については、法令の定めに従い、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(事務局)

第52条 この法人は、その事務を処理するため、事務局業務を正会員に委託することができる。

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附 則（平成27年5月19日総会決議）

1 この定款の改正は、決議の時より施行する。